

養育費を確実に
受け取りたい方へ

ひとり親家庭等の 養育費確保を 支援します

ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、公正証書の作成や調停、養育費保証に要する費用の一部を補助する制度です。

補助対象

民間ADRの活用 <補助上限額:5万円>

民間ADR^{※1}により養育費の取決めに向けた協議を行う場合、第1回調停までの費用を補助

公正証書等の作成 <補助上限額:2万4千円>

養育費の取決めに係る公正証書作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助

養育費保証の利用 <補助上限額:5万円>

保証会社との養育費保証契約^{※2}を締結する際に必要となる費用を補助

対象者

ひとり親家庭又は現に20歳未満の児童を扶養している親であって離婚を予定している方で、次の各号すべてに該当する方

- (1) 札幌市内に居住していること
- (2) 養育費の対象となる児童を現に扶養していること(離婚を予定している親の場合は、離婚後も引き続き養育費の対象となる児童を扶養する予定であること)

※1 ADRとは、民事上の紛争について、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が双方の言い分を聴きながら、専門家としての知見を活かして、柔軟な和解解決を図るもの。法務大臣認証取得事業者や弁護士会が民間機関として実施。

※2 養育費の不払いが発生した場合に保証会社が養育費の立替え払いを行い、支払者に督促を行うもの。

申請手続き

申請書ほか必要書類を揃え、期限内に**お住まいの区の保健センター(健康・子ども課)**にご提出ください。 ※申請書・同意書は、「さっぽろ子育て情報サイト」からダウンロード、または区の健康・子ども課でお受け取りいただけます。

各補助対象の申請期限

民間ADRの活用

一回目の調停が終了した日から**1年以内**

公正証書等の作成

債務名義に関する書類が作成された日から**1年以内**

養育費保証契約の利用

保証契約を締結した日から**1年以内**

申請時に必要な書類

<すべての補助対象に必要な書類>

ア 交付申請書

イ 児童扶養手当証書

児童扶養手当証書をお持ちでない方は、申請者及び対象となる児童の戸籍謄本、世帯全員の住民票(戸籍・住民票は、発行から3か月以内のものに限る。)

ウ 同意書(児童扶養手当受給関係情報、住民登録地情報の調査に係るもの)

エ 対象となる経費の金額がわかる領収書等

各補助対象に必要な書類

民間ADRの活用

一回目の調停が実施されたことが、弁護士会もしくは認証ADR事業者により証された書類

公正証書等の作成

養育費の取り決めを交わした文書(債務者名義化した文書に限る)

養育費保証契約の利用

養育費保証会社と締結した契約の契約書

※領収書等は、原本を確認した上で写しを取らせていただきますので、申請の際は原本をお持ちください。

※このほか、必要に応じて追加の資料が必要となる場合があります。

問い合わせ先 | 各区 健康・子ども課 子ども家庭福祉(担当)係

中央区 011-205-3354

北区 011-757-2563

東区 011-711-3214

白石区 011-861-0336

厚別区 011-895-2499

豊平区 011-822-2473

清田区 011-889-2051

南区 011-522-5780

西区 011-621-4242

手稲区 011-688-8597

ひとり親家庭向けの支援制度などをまとめた
「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を
区役所、保健センターで配布中!

ひとり親家庭等へのお知らせ

さっぽろ子育て情報サイト

ひとり親家庭支援センターHP

LINE@札幌市ひとり親家庭支援



チャットボット
始めました!



養育費に関する相談などを
行っています



または、友だち検索で
「@sp-hitorioya」と入力!



さっぽろ市
02-G02-22-1987
R4-2-1275
2022年11月作成